

ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の診断・治療の推進を求める意見書

脳脊髄液減少症の一部である脳脊髄液漏出症の画像診断基準が定められ、平成24年5月に、治療法である硬膜外自家血注入療法、いわゆるブラッドパッチ療法が先進医療として承認され、7月には平成26年度の保険適用を目指し、ブラッドパッチ療法の治療基準づくりが開始されました。

また、研究班による世界初と言われる脳脊髄液減少症の周辺病態の研究も並行して行われることになっていますが、脳脊髄液減少症患者の約8割は脳脊髄液漏出症の診断基準には該当しないため、脳脊髄液減少症の周辺病態の解明に大きな期待が寄せられています。

よって、国におかれましては、以上の現状を踏まえ、下記の点について適切な措置を講じるよう強く要望します。

記

- 1 ブラッドパッチ療法の治療基準を速やかに定め、平成26年度に保険適用とすること。
- 2 脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究を平成25年度以降も継続し、診療ガイドラインの早期作成とともに、子供に特化した研究及び周辺病態の解明を行うこと。
- 3 脳脊髄液減少症の実態調査を実施し、患者・家族に対する相談及び支援体制を確立すること。
- 4 ブラッドパッチ療法を確立し、実施できる医療施設を増やすこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年3月25日

北海道江別市議会

提 出 先

内閣総理大臣

厚生労働大臣